参 考 資 料

国立国会図書館作成資料

【ドイツ関係】

1　ドイツの議会概要

2　ドイツの議会の予算審議

3　ドイツにおける近年の経済・財政政策

4　ドイツの財政政策（軍事面について）

5　ドイツにおける米国関税措置の影響

【フランス関係】

6　フランスの議会概要

7　フランスの議会の予算審議

8　欧州の金融政策の概要と最近の動向について

9　フランス中央銀行の概要

令和 7 年 8 月 22 日
調査及び立法考査局
政治議会調査室・課

ドイツの議会概要

１　政治体制

ドイツは、16 州から成る連邦国家であり、大統領を元首とする共和制を採る。大統領は、連邦議会（Bundestag）議員及びこれと同数の州（ラント）議会から選出された代表で構成される連邦会議において選出される（任期 5 年、連続 3 選禁止）。大統領は、基本的に実質的な決定権を有しない。

議院内閣制を採り、首相は大統領により候補者として提案され、連邦議会で選出される。連邦議会が首相不信任決議案を可決する場合は、あらかじめ後任の首相を選出しておかなければならない（建設的不信任制度）。また、大統領は連邦議会の解散権を有するが、行使できるのは、首相の信任決議案が否決された場合又は首相の選出が行われない場合に限られる。

現在の大統領は、2017 年 3 月に就任し、2022 年 2 月に再選された、社会民主党出身のフランク＝ヴァルター・シュタインマイヤー（Frank-Walter Steinmeier）大統領である。現在の首相は、2025 年 5 月に就任したキリスト教民主同盟のフリードリヒ・メルツ（Friedrich Merz）首相で、キリスト教民主同盟／社会同盟及び社会民主党の連立政権を率いている。

２　議会の構成

連邦の立法機関には、国民の直接選挙による連邦議会と州政府の代表で構成する連邦参議院（Bundesrat）がある。ドイツ連邦共和国基本法（憲法に相当）上、上下両院で構成する 1 つの議会が存在するわけではないが、便宜上、連邦議会を下院、連邦参議院を上院とする。

(1) 定数及び任期

＜下院＞

定数 630 人。任期は 4 年（解散あり）。

＜上院＞

定数 69 人。各州政府は人口規模に応じて 3～6 票の表決権を有し、その有する票数分の構成員（議員）を派遣することができる。上院議員は、各州政府が州政府構成員（州首相、州大臣等）の中から任命する。一律に定められた任期はなく、州政府構成員でなくなった時又は州政府が解任を決定した時に、議員の地位を失う。

(2) 選挙制度（下院）

2023 年の連邦選挙法改正により、小選挙区比例代表併用制から小選挙区比例代表混合制に変更された。選挙区は、小選挙区 299、比例代表 1（全国）及び候補者名簿の届出単位 16（州）から成る。投票方法は、2 票制（第 1 票を小選挙区候補者に、第 2 票を政党の州名簿に投票）である。各党の第 2 票の得票に比例配分した議席を上限とし、第 1 票による小選挙区の最多得票者をその得票率の順に当選人とする。比例配分議席を超える小選挙区の最多得票者があるときは、得票率の低い者が当選できない。また、阻止条項があり、第 2 票の得票が全国で 5%未満の政党は、議席配分の対象とならない[1]。

選挙権年齢及び被選挙権年齢は、共に 18 歳である。直近の選挙は、2025 年 2 月に実施された。

(3) 会派

＜下院＞

現在の会派別議席数は、次表のとおりである。

表　ドイツ下院の会派別議席数（2025 年 8 月現在）

会派名	議席数
キリスト教民主同盟／社会同盟（CDU/CSU）　※	208
ドイツのための選択肢（AfD）	151
社会民主党（SPD）　※	120
同盟 90／緑の党	85
左翼党	64
無所属	2
合計	630

（注）※は、与党会派を表す。

（出典）“Sitzverteilung des 21. Deutschen Bundestages.” Deutscher Bundestag website <https://www.bundestag.de/sitzverteilung> を基に担当者作成。

＜上院＞

上院に会派はなく、各州は表決において、その有する票数を分割せず一括して投じる。

3　会期制度

下院では、総選挙後の最初の集会日から次の総選挙後の下院の最初の集会日までの期間を選挙期といい、解散がない場合は 4 年である（現在は、第 21 選挙期（2025 年 3 月～））。会期制度は、ない。

上院は常設機関であり、選挙期又は会期制度はないが、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 3

[1] 2023 年改正前は、小選挙区当選人 3 人以上の政党には同条項の適用を除外して議席配分の対象とする基本議席条項が規定されていた。2023 年改正により基本議席条項は削除されたが、この点について連邦憲法裁判所により違憲と判示され、2025 年選挙では基本議席条項の仕組みは維持された。

1 日までの 1 年間が議長等の任期を画する職務年とされる。

４　議院運営機関

＜下院＞

議長及び副議長は、総選挙後の最初の本会議で選挙される。第 21 選挙期においては、議長 1 人、副議長 4 人が選出されている。現在の議長は、キリスト教民主同盟／社会同盟のユリア・クレックナー（Julia Klöckner）議長である。議長及び副議長で構成される議長会は、事務局の高官人事、外部との重要な契約締結、広報活動等を所管する。また、議長、副議長及び会派勢力に比例して各会派が指名する議員 23 人で構成される長老評議会は、下院の年間活動計画の作成や委員長ポストの配分、下院予算の作成その他下院の運営について協議する。長老評議会の会議には、政府代表として担当の連邦大臣 1 人が加わる。

＜上院＞

職務年ごとに議長 1 人、副議長 2 人及び書記担当議員 2 人を選挙する。現在の議長は、社会民主党のアンケ・レーリンガー（Anke Rehlinger）議長である。議長及び副議長で構成される議長会は、上院予算の作成その他院内事項を処理する。また、各州 1 人の全権代表計 16 人で構成される常任理事会が、本会議の準備、院内管理等について議長及び議長会を補佐する。

５　立法過程

（1）法律案の種類・提出

法律案の提出権は、政府、上院及び下院議員にある。法律案は、全て下院に提出される。提出者の別により、次のとおり提出手続の違いがある。

政府提出法律案は、下院への提出に先立って上院に送付される。上院は、6 週以内に当該法律案についての態度を決定する。これを上院における第 1 回審議という。態度の決定では、法律案の修正、異議なし又は完全な拒否のいずれかが表明される。政府は、この上院の態度決定及びこれに対する政府の意見を添えて、法律案を下院に送付する。

上院提出法律案は、各州が上院に提出した原案が可決された場合に上院提出法律案となる。上院提出法律案は、まず政府に送付され、6 週以内に政府の意見を添えて下院に送付される。

下院議員提出法律案は、1 会派又は総議員の 5%以上によって、下院に提出される。

また、法律案には、①同意法律案（成立に上院の同意を要する法律案で、大別して州の財政に関係する法律案や州の組織・行政権に関係する法律案がある。）と、②異議法律案（その他の法律案で、成立に上院の同意を要せず、上院は下院が議決した法律案に異議を申し立てることができるだけのもの）の 2 種類がある。提出の手続には、違いがない。

（2）下院の審議

下院においては、法律案は原則として 3 読会制により審議される。なお、本会議の議事は、原則として公開される。

第 1 読会は本会議で行われ、法律案を付託する常任委員会を決定して、終了する。一般討論は、会派が要求した場合等に限り行われる。

委員会の議事は、委員会の議決によってその公開の可否や範囲が決定される。

委員会審査終了後、本会議で委員会審査報告書に基づき第 2 読会が行われる。なお、第 2 読会においても、会派が要求した場合等に限り、一般討論が行われる。一般討論に続いて逐条審議が行われ、各規定について、討論の後に採決が行われる。逐条審議に当たり、議員は単独で修正案を提出することができる。

続く本会議での第 3 読会において、法律案の最終採決が行われる。なお、第 2 読会で一般討論が行われなかった場合等に限り、一般討論が行われる。修正の対象は第 2 読会において修正又は追加された条項についてのみであり、修正案は 1 会派又は総議員の 5%以上のみが提出できる。第 3 読会で可決された法律案は、上院に送付される。

（3）上院における第 2 回審議

下院から送付を受けた法律案は、所管の委員会に付託される。委員会は、本会議における議決の準備を行う。本会議は、通常 3〜4 週間に 1 回の頻度で開会され、実質的な審議は、委員会において行われる。なお、本会議の議事は原則として公開されるのに対し、委員会審査は原則非公開である。

（4）両院関係

異議法律案について下院が上院の異議を覆すには、上院が過半数により異議を提起した場合にあっては過半数による議決が、上院が 3 分の 2 以上により異議を提起した場合にあっては 3 分の 2 以上かつ総議員の過半数による議決が必要とされる。なお、同意法律案については上院、下院又は政府が、異議法律案については上院が、両院協議会の招集を要求することができる。

（5）認証・公布

法律が成立すると、所管大臣及び首相が副署した後、大統領による認証を経て公布される。大統領は、立法手続又は法律の内容が明らかに基本法に違反していると認められる場合には、認証を拒否することができる。

【参考文献】

・政治議会調査室・課『諸外国の下院の選挙制度』（調査資料 2015-1-c 基本情報シリーズ 22）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2016, pp.26-28. <https://doi.org/10.11501/9917795>

・河島太朗・渡辺富久子「ドイツ連邦議会の新選挙制度―超過・調整議席の廃止と 2025 年総選挙―」『レファレンス』895 号, 2025.7, pp.27-51. <https://doi.org/10.11501/14439388>

・古賀豪「ドイツ」大石眞・大山礼子編著『国会を考える』三省堂, 2017, pp.119-150.
・小林公夫「ドイツの議会制度」『調査と情報―ISSUE BRIEF―』1055 号, 2019.5.16. <https://doi.org/10.11501/11281219>
・上野麿里奈「主要国議会の選挙制度及び投票率の推移」『調査と情報―ISSUE BRIEF―』1161 号, 2021.11.18, pp.3-5. <https://doi.org/10.11501/11874929>
・山岡規雄「【ドイツ】ドイツ連邦議会議事規則の改正」『外国の立法』No.295-1, 2023.4, pp.14-15. <https://doi.org/10.11501/12768498>
・山岡規雄「【ドイツ】連邦選挙法の改正」『外国の立法』No.296-1, 2023.7, pp.4-5. <https://doi.org/10.11501/12902074>
・Deutscher Bundestag website <https://www.bundestag.de/>
・Deutscher Bundesrat website <https://www.bundesrat.de/DE/homepage/homepage-node.html>

令和 7 年 8 月 22 日
調査及び立法考査局
財政金融調査室・課

ドイツの議会の予算審議

○　ドイツの会計年度は、1 月から 12 月である。
○　連邦政府の予算案は、法律案として、遅くとも 9 月 1 日以降最初の連邦議会の開催週に、連邦議会及び連邦参議院に同時に提出される[1]。
○　連邦議会は、直接公選された議員で組織される。他方で、連邦参議院では、各州の閣僚が議員を務め州政府の指示に拘束される[2]。
○　ドイツの連邦の法律には、連邦議会が可決した法律の成立に連邦参議院の同意を必要とする「同意法律」と、連邦参議院が異議を申し立てられるにすぎず連邦議会が異議を却下することができる「異議法律」がある。連邦の予算法は、後者であり、連邦参議院の同意を必要としない[3]。
○　予算法案については、連邦参議院は、提出を受けた後、原則として 6 週間以内に見解を決定する。政府は連邦参議院の見解に政府の意見を付け加えて連邦議会に送付する。連邦議会はこれによって、審議にあたって州の見解を考慮に入れることができる[4]。
○　連邦議会では、第一読会、委員会審査、第二読会、第三読会を経て最終的に予算案が可決・成立する。
○　第一読会では、各個別予算について所管大臣の演説を含む一般財政討論が行われる。
○　第一読会の後、予算案は予算委員会に付託され、2 ヶ月以上にわたり委員会審査が行われる。主務委員会は予算委員会だが、省ごとの個別予算はそれぞれ所管の常任委員会でも審査される。各常任委員会は所管事項に係る個別予算について審査を行い、委員会として、政府予算案の承認、修正、その他の希望事項等の意見を表明する。予算委員会でも各個別の予算審査を行う。予算委員会が個別の科目の金額を修正することもしばしばある[5]。
○　委員会審査の後、本会議の第二読会が開かれ、個別予算ごとに、委員会の議決勧告のほか、新たな修正動議を受け付けて採決が行われる。その後、第三読会で最終採決が行われ、予算案が可決される。
○　連邦参議院は、予算案について異議を申し立てることができるが、連邦議会は、これを拒否することができる[6]。
○　直近の 2025 年度予算については、2024 年 11 月に、ショルツ首相（当時）の率いる連立政権が、予算をめぐる対立から崩壊し、2024 年中に成立しなかった。2025 年 2 月の総選挙を

[1] 渡邉和紀『図説日本の財政　令和 6 年度年度版』財経詳報社, 2024, pp.423-426.
[2] 小林公夫「ドイツの議会制度」『調査と情報―ISSUE BRIEF―』No.1055, 2019.5.16.
[3] 成田憲彦「ドイツの予算過程」『比較法文化―駿河台大学比較法研究所紀要―』第 23 号, 2019, 駿河台大学比較法研究所, pp.126-127. <https://surugadai.repo.nii.ac.jp/records/2022>
[4] 成田　同上, p.126.
[5] 渡辺富久子「ドイツにおける財政規律強化のための基本法の規定」『外国の立法』No.263, 2015.3, p.78. <https://dl.ndl.go.jp/pid/9111090/1/1>
[6] 渡邉　前掲注(1)

経て、メルツ首相が率いる新連立政権の下でも、2025 年度予算は成立しておらず、暫定予算による財政運営が行われている。

令和 7 年 8 月 22 日
調査及び立法考査局
財政金融調査室・課

ドイツにおける近年の経済・財政政策

○ ドイツでは、連邦共和国基本法（憲法に相当）に、財政規律にかかる規定が盛り込まれている。基本法の制定当時の規定は、所定の要件の下で起債を認めており、1969 年の基本法改正では、ゴールデン・ルール（投資支出を除外して収支均衡を求めるもの）が導入されたが、2009 年の基本法改正では財政規律の強化が図られ、連邦及び州の予算は原則として借入なしで収支均衡（構造的要素に係る連邦の起債は対 GDP 比 0.35%を上限として許容）が求められることとなった[1]。この財政規律は「債務ブレーキ」と呼ばれている。

○ 2009 年の基本法改正は、世界金融危機を受けて財政状況の悪化への危機感を背景に実施されたものである。債務ブレーキの適用は 2016 年からとされていたが、一般政府の財政収支は 2013 年から 2019 年にかけて黒字を達成した。

○ しかし、2020 年の新型コロナウィルス・パンデミックに際しては、資材調達、医療体制の整備、企業・生活の支援等のために巨額の資金が必要になり、2020 年 3 月に、債務ブレーキが一時的に解除されて、財政状況は急激に悪化した。

○ こうした中で編成された 2021 年補正予算について、連邦憲法裁判所による違憲判決が下された。これは、連邦政府が、2020 年にコロナ対応として予算計上し、その後未使用となっていた 600 億ユーロを、「エネルギー・気候基金」に移し替え、その名称を「気候・変革基金」へと変更して、複数年にわたって活用しようとしたことに対し、野党が連邦憲法裁判所に異議を申し立てていたものである。同裁判所は、2023 年 11 月 15 日の判決で、予算の年度制を逸脱している、使途の変更の根拠が不十分などの理由で、「気候・変革基金」への組み替えを違憲とした。

○ この判決を受けて、政府は、2023 年については、改めてウクライナ戦争やエネルギー危機を理由とする債務ブレーキの解除を議会に求め、2024 年については予算の修正を行うなど、対応に追われた。

○ 2025 年 2 月の総選挙後、第 1 党となったキリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）は、連立交渉中の社会民主党（SPD）と厳格な債務抑制策を緩和することで合意し、同 3 月に、基本法改正案が連邦議会で成立し、上院で承認された（連立政権の発足は 2025 年 6 月）。改正案の内容は、GDP 比で 1%を超える国防費を債務ブレーキの対象から外すこと、インフラ投資のため、5,000 億ユーロの特別基金を創設し、うち 1000 億ユーロを気候変動対策に充てること等である。この背景には、ウクライナ情勢に対応するだけでなく、欧州全体の安全保障のために国防費の拡大が必要である他、ドイツの国際競争力の低下を防ぐための技術革新や、老朽化したインフラの改善のための公共投資の強化が必要との認識があるとされる[2]。

---

[1] 渡辺富久子「ドイツにおける財政規律強化のための基本法の規定」『外国の立法』No.263,2015.3,pp.77-83.参照。
[2] 井上哲也「ドイツの大規模な財政拡大策－経済的な意味合いと課題」2025.3.10. 野村総合研究所ウェブサイト <https://www.nri.com/jp/media/column/inoue/20250310.html>

○　今般の基本法改正をめぐっては、厳格な財政規律を設けてきたドイツで、巨額の財政出動を迅速に決めるのは異例であり、とりわけ冷戦終結後は国防費を抑制してきただけに、長期的な安全保障の強化を見据えた歴史的な転換点になるとの見方がある[3]。

【参考資料】

・渡辺富久子「ドイツにおける財政規律強化のための基本法の規定」『外国の立法』No.263,2015.3,pp.77-83. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9111090_po_02630007.pdf?contentNo=1>
・ARC 国別情勢研究会編『ARC レポート ドイツ　2024/25 年版』, 2024, pp.55-63.
・みずほリサーチ&テクノロジーズ調査部経済調査チーム「低成長ドイツのアップサイドリスク　違憲判決に端を発した財政見直し議論の影響とは」2024.2.22 <https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/2024/pdf/insight-eu240222.pdf>
・井上哲也「ドイツの大規模な財政拡大策－経済的な意味合いと課題」2025.3.10. 野村総合研究所ウェブサイト <https://www.nri.com/jp/media/column/inoue/20250310.html>
・「独、財政拡張へ改憲可決」『日本経済新聞』2025.3.19.

[3] 「独、財政拡張へ改憲可決」『日本経済新聞』2025.3.19.

令和 7 年 8 月 22 日
調査及び立法考査局
外交防衛調査室・課

◆御依頼日：8 月 7 日

◆御依頼内容

2.【ドイツ連邦財務省】最近の世界情勢を受けた経済・財政政策の概要（軍事面、公共インフラ面での財政圧力、米国による関税措置の影響等）

標記について、財政政策の軍事面について調査しました。

１．2025 年 3 月の基本法改正

基本法改正により、防衛費や国際法違反の攻撃を受ける国々への支援については、対名目 GDP 比 1%の額を超える分は、対名目 GDP 比 0.35%以内としなければならない借入総額に算入しないこととされました[1]。連邦議会下院に提出された改正法案の説明書によれば、ロシアによるウクライナ侵略が継続し、米国の新政権の登場により国際政治における緊張の緩和は期待されない[2]、国際法違反の攻撃を受ける国々の支援を含めた包括的な安全保障の必要性[3]といった問題意識が示されるとともに、財政的な余地を拡大することにより連邦軍の同盟及び防衛の能力のさらなる強化を目指すとしています[4]。

２．2026 年度予算

（1）国防省予算

前年度の約 624 億ユーロから約 827 億ユーロに増額され、連邦政府予算に占める割合は 12.41％から 15.89％に上昇します。予算は特に装備及び弾薬の調達に充当され（約 224 億ユーロ、国防省予算の約 27.06％[5]）、連邦軍は約 1 万人が増強される予定です[6]。今後にわたり予算は徐々に増額され、2025 年 6 月の NATO 首脳会談で合意した対 GDP 比 3.5％[7]の相当額には 2029 年度までに達するとされています[8]。

（2）ウクライナ支援の予算

ウクライナ及び近隣諸国への軍事的支援、民生部門への支援を合わせて約 85 億ユーロが計上されています[9]。

---

1 山岡規雄「ドイツ「債務ブレーキ」緩和に関する基本法改正」『外国の立法』No.303-2, 2025.5, p.18.
2 *BT-Drucksache*, 20/15117, S.2.
3 *ibid.*, S.4.
4 *ibid.*, S.5.
5 Bundesministerium der Finanzen, „Entdecken Sie den Bundeshaushalt interaktiv: Bundeshaushalt 2026, 14 Bundesministerium der Verteidigung.“ <https://www.bundeshaushalt.de/DE/Bundeshaushalt-digital/bundeshaushalt-digital.html>
6 Die Bundesregierung, „Fragen und Antworten zum Bundeshaushalt 2026 Investieren in die Zukunft Deutschlands“, 2025.7.30. <https://www.bundesregierung.de/breg-de/aktuelles/bundeshaushalt-2026-2374030>
7 “The Hague Summit Declaration issued by the NATO Heads of State and Government participating in the meeting of the North Atlantic Council in The Hague 25 June 2025.” North Atlantic Treaty Organization press release, 2025.6.25. para.3. <https://www.nato.int/cps/en/natohq/official_texts_236705.htm>
8 Die Bundesregierung, *op.cit.*(6).
9 *ibid*.

令和 7 年 8 月 22 日
調査及び立法考査局
経済産業調査室・課

ドイツにおける米国関税措置の影響

（概況）米国は EU に対し、2025 年 4 月 5 日から 10%の相互関税を課した。また、自動車の輸入に対し 4 月 3 日から 25%の追加関税、同部品に対しては 5 月 3 日から同じく 25%の追加関税を課している。鉄鋼・アルミニウムの輸入に対しては、3 月 12 日から 25%の追加関税を課し、6 月 4 日から追加関税率を 50%に引き上げた。7 月に米国が EU に対し、相互関税率を 30%に引き上げる旨の通告を行い、その後の EU との関税交渉によって相互関税を 15%にする等の合意が成立した。8 月 7 日から EU に対する相互関税として 15%が適用されている。

1. マクロ経済・産業

○マクロ経済の動向

・ ドイツ連邦経済エネルギー省によると、2025 年第 1 四半期の GDP 成長率は、米国の関税引上げを前にした受注の前倒しにより対米輸出が大幅に増加した影響で、前四半期比+0.3%となった。一方、第 2 四半期はその反動により対米輸出が減少した影響で、GDP 成長率は前四半期比-0.1%であった[1]。

・ ドイツの対米輸出の前年同月比増減率は表 1 のとおり。なお、ドイツにとって米国は最大の輸出相手国であり、ドイツの総輸出額の 1 割を占める[2]。

表 1 ドイツの対米輸出額の変化率（前年同月比）

2025 年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
前年同月比増減率（%）	-4.7	-2.6	5.6	-5.5	-7.4	-8.4

（注）輸出額は US ドルベース。
（出典）“Code: 51000-0004: Exports and imports (foreign trade): Germany, months, countries.” Destatis website <https://www-genesis.destatis.de/datenbank/online/statistic/51000/table/51000-0004>.; “Exports in June 2025: +0.8% on May 2025,” 2025.8.7. *idem*. <https://www.destatis.de/EN/Press/2025/08/PE25_288_51.html> を基に作成。

○経済予測

・ キール世界経済研究所（IfW）は、EU と米国の関税交渉合意を受けてドイツの成長率を試算し、トランプ政権発足前の予想と比べて成長率が 0.13 パーセンテージポイント低下する見通しを示した（次頁図）[3]。

・ ドイツ連邦経済エネルギー省の 2025 年 8 月の月次経済報告では、EU と米国の関税交渉合意（2 で後述）によりドイツ経済を圧迫していた不確実性が徐々に緩和されていく、と予想されている。ただし、貿易・地政学的環境の悪化による景気抑制効果は依然高く、当面は経済回復の足かせになるとの見通しが示された[4]。

---

[1] “The Economic Situation in the Federal Republic of Germany in August 2025,” 2025.8.13. Federal ministry for economic affairs and energy website <https://www.bundeswirtschaftsministerium.de/Redaktion/EN/Pressemitteilungen/Wirtschaftliche-Lage/2025/20250813-the-economic-situation-in-germany-in-august-2025.html>

[2] 「ドイツの貿易投資年報」2024.11.25. JETRO ウェブサイト <https://www.jetro.go.jp/world/europe/de/gtir/>

[3] “Kiel Trade and Tariffs Monitor: 28.07.2025 US–EU trade deal,” 2025.7.28. Kiel institute for the world economy website <https://www.ifw-kiel.de/topics/kiel-trade-and-tariffs-monitor/>

[4] *op.cit.*, (1)

○自動車産業

・ フォルクス・ワーゲングループ（VW）の 2025 年 1～6 月期決算では、純利益が前年同期比で 37%減少した。米国の高関税で 13 億ユーロ（約 2200 億円[5]）のコストが発生したのに加え、中国事業の不振が響いたとされる。VW が米国で販売する新車のうち、同国内で生産する割合は 20%程度であり、VW 乗用車ブランドの米国工場の拡充、米国に自社工場を持たない傘下アウディの工場新設を検討している[6]。

図　米 EU 関税合意に基づく GDP 成長率の試算：トランプ政権発足前の予想との乖離

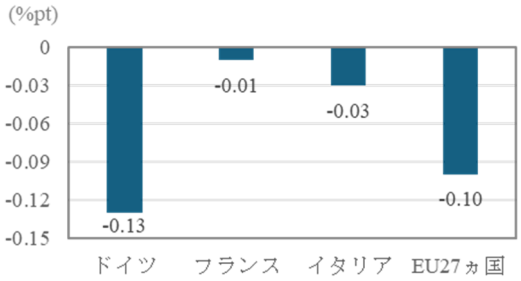

（出典） “KITE Scenario Analytics: 28.07.2025 | US–EU trade deal.” 2025.7.28. KIEL institute for the world economy website <https://www.ifw-kiel.de/topics/kiel-trade-and-tariffs-monitor/> を基に作成。

・ メルセデス・ベンツグループの 2025 年 4～6 月期決算では、米国の高関税と中国の販売減によって純利益が前年同期比 69%減少した[7]。また、米国アラバマ州の組立工場において、利益率の高い製品を年 26 万台新たに生産することを発表した。一方、利益率の低い小型車や電気自動車（EV）は欧州から輸出する際の調達コストを吸収しきれないため、米国での販売中止を検討している[8]。

２．米 EU 関税合意とその影響

○合意内容

・ 7 月 27 日、トランプ大統領とフォンデアライエン欧州委員長が会談して合意した。8 月 21 日に、合意内容を詳細化した貿易協定の枠組みに関する共同声明が発表された（表 2）。

表 2　米国と EU の貿易協定の枠組み（2025 年 8 月 21 日共同声明）の主な内容

関税	（EU） ・米国のすべての工業製品に対する関税を撤廃 ・幅広い米国産水産物および農産物に特恵的な市場アクセスを提供 （米国） ・EU 製品に対し、米国の最恵国待遇（MFN）税率、または MFN 税率と相互関税を合わせた 15%のいずれか高い方の関税率を適用[注1] ・2025 年 9 月 1 日より、EU の希少天然資源、航空機・同部品、後発医薬品及びその原材料に対し MFN 税率のみを適用 ・医薬品、半導体、木材に対する第 232 条関税[注2]を EU 製品については 15%を上限 ・自動車関税（第 232 条関税）は、EU が米国からの輸入品に関す関税を引き下げる法案を欧州議会に提出すれば、米国が引下げを実施 ※引下げは、MFN 税率、または MFN 税率と相互関税を合わせた 15%のいずれか高い方の関税率を適用 ※引下げの適用日は、EU の法案が提出された月の最初の日 ・鉄鋼、アルミニウム、及びそれらの派生製品に関しては、関税割当による解決策を含め協力の可能性を検討

[5] 日銀報告省令レート（令和 7 年 9 月分）に基づき 1 ユーロ=172 円で換算。
[6] 「VW、米中不振で 37%減益」『日本経済新聞』2025.7.26.
[7] 「メルセデス 69%減益、中国苦戦」『日本経済新聞』2025.7.31.
[8] 「米関税、打撃緩和へ自衛策」『日本経済新聞』2025.8.2.

購入・投資	（EU） ・2028 年までに 7500 億ドル（約 110 兆円[注3]）相当の米国産液化天然ガス（LNG）、石油、原子力エネルギー製品を調達予定 ・EU 域内向けに少なくとも 400 億ドル（約 6 兆円）相当の米国製 AI チップを購入予定 ・欧州企業は 2028 年までに、戦略的セクター全体にわたり、米国においてさらに 6000 億ドル（約 88 兆円）を投資予定 ・米国からの軍事・防衛装備品の調達を大幅に拡大する計画
非関税障壁	・自動車について、米国と EU は互いの規格を受け入れ、相互承認する意向 ・豚肉や乳製品の衛生証明書の要件を簡素化

（注 1）8/7 から施行されている。
（注 2）米国はこれらの製品に関する 232 条関税適用可能性の調査を実施しており、現時点では関税は課されていない。
（注 3）日銀報告省令レート（令和 7 年 9 月分）に基づき 1 ドル＝147 円で換算。
（出典） “Joint Statement on a United States-European Union Framework on an Agreement on Reciprocal, Fair, and Balanced Trade,” 2025.8.21. The white house website <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/2025/08/joint-statement-on-a-united-states-european-union-framework-on-an-agreement-on-reciprocal-fair-and-balanced-trade/> を基に作成。

○ドイツ国内における合意への反響

- ドイツのメルツ首相は、貿易摩擦を回避できたこと歓迎しつつ、自動車関税の引下げを念頭に、迅速な引下げの実施が極めて重要であると述べた[9]。ただし、15%の関税率であっても、「ドイツの輸出志向型経済に深刻な負担となることを十分に認識している」との見解も示した[10]。
- 産業界からは、合意について一定の評価をしつつも、「15%の関税率でさえ、輸出志向のドイツ産業に計り知れない悪影響を与える」（ドイツ産業連盟（BDI））、「ドイツや欧州の経済にとっては代償も大きい」（ドイツ商工会議所連合会（DIHK））、「15%の関税による年間数十億ユーロの負担は、変革期にある産業にとって大打撃」（ドイツ自動車産業連合会（VDA））、「欧州の輸出競争力は低下し、米国の顧客は関税を負担することになる」（ドイツ化学工業会（VCI））、「合意が新たな常態になってはならない」（ドイツ機械工業連盟（VDMA））等の意見が示された[11]。
- ドイツ自動車産業連合会（VDA）会長は、合意された自動車関税の引下げが実施されていないことを念頭に、「EU と米国の合意は、これまでのところドイツの自動車産業に明確さや進展をもたらしていない」と述べ、自動車関税の即時引下げを米国に働きかけるよう EU に求めた[12]。

3．政策

- 2025 年 4 月に公表された、連立与党である CDU/CSU と SPD の連立合意文書では、米国との貿易について、中期的には米国と EU の自由貿易協定締結に向けて努力することや、短期的には米国との貿易戦争を回避し関税削減に努力することが明記された[13]。

---

[9] 「米、対 EU 関税 15%」『日本経済新聞』2025.7.28, 夕刊.
[10] 「米 EU 関税合意「これ以上は無理だった」、独経済にダメージ＝首相」『ロイター』2025.7.29. <https://jp.reuters.com/world/us/B52GZJITSBOBJKFXS6HUDFC3YU-2025-07-29/>
[11] 中山裕貴「EU・米国の関税合意、ドイツ政府は評価も産業界は懸念」2025.7.31. 日本貿易振興機構ウェブサイト <https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/07/648aecc6f47b759c.html>
[12] 「米関税、他国でも食い違い　「見切り発車」で合意表明」『産経新聞』2025.8.9.
[13] “Verantwortung für Deutschland: Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD,“ 21. Legislaturperiode des Deutschen Bundestages, p.11. <https://www.spd.de/fileadmin/Dokumente/Koalitionsvertrag2025_bf.pdf>

- ラース・クリングバイル連邦財務大臣は、米国訪問中のインタビューにおいて、鉄鋼の例外的な取扱いを求めると述べ、米国への輸入に関して関税割当制度の導入を提案すると述べた[14]。
- 2025 年 3 月に債務ブレーキが改正され、厳格な財政規律が緩和されることとなり、財政支出の拡大が期待されている。米国の関税措置対策に対する直接的な財政支出に関する情報は現時点では見当たらないが、トランプ関税発動による景気下押し効果を財政拡大によって一定程度相殺する可能性があるとの指摘がある[15]。

[14] “Germany updates: Finance minister in US amid tariff tension,” 2025.8.4. Deutsche Welle website <https://www.dw.com/en/germany-updates-finance-minister-in-us-amid-tariff-tension/live-73516761>

[15] 「欧州経済：貿易戦争激化で期待が高まるドイツの財政拡大」Economic Monitor, 2025.4.4. 伊藤忠総研ウェブサイト <https://www.itochu-research.com/ja/report/2025/2840/>

令和 7 年 8 月 22 日
調査及び立法考査局
政治議会調査室・課

フランスの議会概要

1　政治体制

現行の第 5 共和制憲法（1958 年制定）は、議院内閣制と大統領制の中間的な政治制度（半大統領制）を定めている。半大統領制は、①大統領は普通選挙によって選出され、②大統領は固有の権限を行使し、これによって大臣の同意を得ることなく活動することができ、③大統領と対峙（たいじ）する形で政府を構成する首相及びその他の大臣が存在し、首相及びその他の大臣は、議会のうち国民議会（Assemblée nationale. 以下「下院」という。）に対して責任を負うという要素により定義される。直接選挙によって選出される大統領（任期 5 年、連続 3 選不可）は、議会の信任を必要としないが、下院を解散することができる。また、首相の任命権や、首相の提案に基づく他の政府構成員の任免権を有する。

現大統領は 2017 年 5 月の大統領選挙で当選した共和国前進（現「再生」[1]）のエマニュエル・マクロン（Emmanuel Macron）大統領で、現首相は 2024 年 12 月に就任した「民主運動」のフランソワ・バイルー（François Bayrou）首相である。

2　議会の構成

議会は、下院と元老院（Sénat. 以下「上院」という。）から成る。

(1) 定数及び任期

＜下院＞　定数 577 人。任期は 5 年で解散がある。ただし、解散に伴う総選挙後 1 年以内、大統領による非常事態権行使中などの場合は、解散されない。

＜上院＞　定数 348 人。任期は 6 年で 3 年ごとに半数を改選し、解散はない。

なお、上下院議員は、政府構成員との兼職、市長等の地方執行職との兼職が禁止され、地方議会議員との兼職にも一部制限がある。

(2) 選挙制度

＜下院＞　直接選挙（小選挙区 2 回投票制）により選出される。選挙権年齢・被選挙権年齢は、共に 18 歳である。直近の選挙は、2024 年 6 月に実施された。

＜上院＞　おおむね各県を単位とする選挙人団（下院議員、上院議員、地方議会議員等で構成される。）による間接選挙で選出される（ただし、12 議席の選出については、国外在住フランス人の代表者が選挙人団となる。）。定数 2 以下の選挙区は、多数代表 2 回投票制で、定数 3 以上の選挙区は、拘束名簿式比例代表制で選出する。被選挙権年齢は 24 歳である。直近の選挙は、2023 年 9 月に実施された。

[1] 他の政党「民主運動」や「地平線」から成る共同戦線「アンサンブル」（「結集」とも訳される。）として、2024 年 6 月の下院総選挙に臨んだ。

（3）会派

現在の会派別議席数は、次表のとおりである。

表　フランス議会の会派別議席数（2025 年 8 月現在）

下院		上院	
会派名	議席数	会派名	議席数
国民連合	123	共和党	130
アンサンブル	91	社会党・環境・共和主義	65
不服従のフランス・新人民戦線	71	中道連合	59
社会党	66	共和国・地方：独立派	20
右派共和党	49	民主・進歩・独立連合	19
環境派社会主義	38	共産党・共和・市民・環境主義・カナキー	18
民主派	36	欧州民主・社会主義連合	16
地平線・独立	34	連帯・地方：環境主義	16
自由・独立派・海外・地方	23	無所属	4
民主・共和主義左派	17	欠員	1
共和国右派連合	15		
無所属	11		
欠員	3		
計	577	計	348

（出典）“Effectif des groupes politiques.” Assemblée nationale website <https://www2.assemblee-nationale.fr/instances/liste/groupes_politiques/effectif>; “Groupes politiques.” Sénat website <https://www.senat.fr/vos-senateurs/groupes-politiques.html> 等を基に担当者作成。

３　会期制度

会期制を採る。常会は、年 1 回 9 か月（10 月の最初の平日から翌年 6 月最後の平日まで）で、本会議の開会日数は 120 日を超えてはならない。ただし、首相又は各議院の過半数の議員は、補充日程の会議の開催を決定することができる。

臨時会は、首相又は下院議員の過半数の要求に基づき、大統領が招集する。

４　議院運営機関

議院の運営は、議長、副議長（下院は 6 人、上院は 8 人）、財務担当理事（両院とも各 3 人）、書記担当理事（下院は 12 人、上院は 14 人）で構成される議院理事部が行う。

議事日程の協議は、議事協議会が行う。下院の議事協議会は、議長、副議長、常任委員長、欧州問題委員長、財政・一般経済・予算監視委員会総括報告者、社会問題委員会総括報告者、会派長で構成される。上院の議事協議会は、議長、副議長、常任委員長、関係特別委員長、欧州問題委員長、予算委員会総括報告者、社会問題委員会総括報告者、会派長で構成される。なお、政府は、両院の議事協議会に代表を出席させることができる。会議を行う 4 週のうち 2 週の本会議の法律案審議日程については、政府に決定権がある。

現在の下院議長は、ヤエル・ブロン＝ピヴェ（Yaël Braun-Pivet）議長（アンサンブル）、上院議長は、ジェラール・ラルシェ（Gérard Larcher）議長（共和党）である。

５　立法過程

(1) 法律案の提出

法律案の提出権者は、首相及び議員である。

予算法律案及び社会保障財政法律案（これらは、政府提出法律案（首相が提出した法律案をいう。）の形式で提出される。）は下院に、地方公共団体の組織に関する政府提出法律案は上院に提出されなければならない。議員提出法律案は、議員単独で提出することができる。ただし、歳入の減少又は歳出の新規発生若しくは増加を生じさせる場合は、議院に受理されない。また、議事の過程で憲法に制限列挙された法律事項の範囲外であること等が明らかになった場合、政府又は提出された議院の議長は、当該法律案を不受理とすることができる。

(2) 委員会審査

受理された法律案は、議長により原則として所管の常任委員会に付託される。

法律案が付託された委員会においては、委員の中から任命された報告者が法律案審査を主導し、審査報告書の取りまとめを行う。報告者は、本会議審議においては、委員会審査の結果を報告し、委員会の立場を主張する役割を担う。

委員会では、関係省庁の大臣・職員、有識者・利害関係者等からの聴聞、法律案の一般討論・逐条審査を経て、審査報告書が作成される。

(3) 本会議審議

委員会審査を終了した法律案は、本会議の議事日程に記載される。委員会審査の時間確保のため、先議の院の場合は法律案提出から 6 週間、後議の院の場合は先議の院からの法律案送付後 4 週間が経過した後でなければ本会議の審議を行うことができない。ただし、①政府が審議の促進を要求し、これに対して両院の議事協議会が一致して反対しなかった場合、②予算法律案、社会保障財政法律案及び緊急事態に関する法律案の場合には、この限りでない。

本会議審議の対象となるのは、原則として、修正を経て委員会が可決した法文である。

本会議審議は、一般討論と逐条審議の 2 段階で行われる。一般討論において、政府提出法律案の場合には、法律案を所管する大臣、所管委員会の報告者が順に発言する。議員提出法律案の場合には、最初に所管委員会の報告者が発言する。議事協議会が、一般討論の時間及びその会派間の配分を決定する。一般討論の終了後、逐条審議が行われる。逐条審議において、政府、所管委員会及び議員は修正案を提出することができる。また、修正案は、政府提出のものを除き、歳入の減少又は歳出の新規発生若しくは増加を生じさせるものは受理されない。逐条審議終了後、法律案全体が採決に付される。

(4) 政府のための審議促進手続

政府のための審議促進手続として、次のものがある。

① 法律案の一括採決：政府の求めにより、政府が提出し又は承認した修正案のみを取り入れて、法律案の一括採決を行う手続

② 簡略審議手続：通常の審議手続とは異なり、修正案が提出された条文のみを審議し、当該条文、修正案及び法律案全体のみを採決に付する手続（下院）。条約の批准・承認に

関する法律案について、議事協議会の決定により、審議なしで採決に付する手続（上院）。

③　法律案審議時間のプログラム化（下院）：本会議における個別の法律案の審議時間に議事協議会の裁量で上限を設け、その範囲内で各会派の発言時間を配分する手続

④　信任手続（下院）：予算法律案又は社会保障財政法律案及びその他の法律案（1 会期につき 1 法律案に限る。）について、首相が大臣会議を経て下院における法律案の採決に政府の責任をかける手続（直ちに法律案の審議は 24 時間中断し、その間に総議員の 10 分の 1 以上の議員により提出された政府不信任動議が可決されない限り、当該法律案は可決）

（5）両院関係

法律案について両院の意思が一致しない場合には、両院が同一の法文を可決するまで、法律案は両院間を往復する。

政府提出法律案が各議院で 2 回（政府が審議の促進を求めた場合において、両院の議事協議会が一致して反対しなかったときは、各議院で 1 回）審議された後、政府は両院協議会の開催を要求することができる。議員提出法律案の場合には、両院議長も共同で両院協議会の開催を要求することができる。両院協議会の協議委員は、14 人（各議院 7 人）で構成される。成案は出席協議委員の過半数により決定するが、採決による決定はまれであるとされる。

両院協議会で成案が得られた場合には、両院における成案の承認を経て、法律が成立する。両院協議会で成案が得られなかった場合及び成案が両院の承認を得られなかった場合には、各議院で更に 1 回の審議（読会）を行った後、政府は下院に最終議決を要求することができる。下院の最終議決により、法律は成立する。

（6）大統領の審署・憲法院による法律の合憲性審査

成立した法律は、審署を得るため、大統領に送付される。大統領は 15 日以内に審署を行い、審署を得た法律は官報に公示される。また、大統領は、審署期間中に、議会に対して法律の再審議を求めることができる。

審署の前に、憲法院によって合憲性の審査が行われる（通常法律の場合は、大統領、首相、各議院の議長、60 人以上の下院議員又は 60 人以上の上院議員の要求による。組織法律（憲法附属法律と呼び得る内容を定めるものであって、憲法と通常法律の中間に位置する法律）の場合は、必ず行われる。）。憲法院が違憲と宣言した規定は、審署も施行もすることができない。ただし、違憲とされた規定が可分である場合には、その部分を除いて審署・施行することができる。

【参考文献】

・国立国会図書館調査及び立法考査局編『フランス議会下院規則』（調査資料 2017-1-b 基本情報シリーズ 25）国立国会図書館, 2018. <https://doi.org/10.11501/11062326>

・高澤美有紀「フランスの議会制度」『調査と情報―ISSUE BRIEF―』1047 号, 2019.3.14. <https://doi.org/10.11501/11252030>

・Assemblée Nationale website <https://www.assemblee-nationale.fr/>

・Sénat website <https://www.senat.fr/>

令和 7 年 8 月 22 日
調査及び立法考査局
財政金融調査室・課

フランスの議会の予算審議

○　フランスの会計年度は、1 月から 12 月である。
○　国の財源及び出費を定めることは、憲法が議会に留保した法律事項であり、財務法律という議決の形式をとる。財務法律は、①予算法律、②補正予算法律、③決算法律から成る[1]。
○　予算法案は、例年 9 月に、その基礎となる経済見通しとともに閣議決定され、10 月の第 1 火曜日までに予算先議権が与えられている国民議会に提出される[2]。
○　国民議会に提出された予算法案は、財務委員会に付託される。財務委員会は、総括報告者を選定し、この総括報告者の責任で、予算法案の修正案とその理由をまとめた報告書を策定する。総括報告書は、市民にとっての貴重な情報源であり、議会の政府に対する統制を具現化するものとなっている。なお、総括報告者は与党会派か選出されるのが慣例であるが、2007 年以降、財務委員会の委員長は、野党の議員から選出されることになっている[3]。
○　財務委員会は、総括報告書を踏まえて審議し、修正を含む予算法案を採択する。ただし、通常の法律の場合と異なり、財務法律については、財務委員会で採択された修正にもかかわらず、政府提出法案が、第一読会に提出される。つまり、政府案に対して財務委員会の修正を反映させるためには、財務委員会の構成員が本会議において他の構成員を改めて説得する必要がある[4]。
○　国民議会が法案を採択すると、上院に送付され、同様に、財務委員会での報告・審議を経て、本会議第一読会で法案が採択される[5]。
○　両院が議決した予算法案が異なる場合、憲法の定める手続きによって同一法文への収斂が図られるが、両院の意見が一致しない場合、下院が最終決定権を持つ[6]。
○　政府による予算法案の提出から、70 日以内に議会の意思決定がなされない場合、政府法案の規定が有効となり、大統領令によりそのまま執行することができる。
○　直近の 2025 年度予算（会計年度 : 2025 年 1～12 月）をめぐっては、2024 年 12 月に国民議会で内閣不信任決議案が可決され、当時のミシェル・バルニエ内閣が総辞職したために予算審議が中断した。2025 年 2 月、国民議会で過半数を持たない少数与党のフランソワ・バイルー首相は、予算法案の審議を巡り、議会の採決を経ずに法案を成立させる憲法第 49 条第 3 項を発動した。これは、首相が、法律案の表決に政府の責任をかけることができる制度である。この手続がとられた場合、続く 24 時間以内に下院議員の 10 分の 1 以上が提出した不信任動議が可決されない限り、その法律案は可決されたものとみなされるという政

[1] 藤谷武史「フランス財政法における支出統制と議会の役割」『法律時報』1190 号, 2023.pp.24-25.
[2] 渡邉和紀『図説日本の財政　令和 6 年度年度版』財経詳報社, 2024, pp.424-427.
[3] 藤谷　前掲注(1)　p.26, p.32（脚注 52）
[4] 藤谷　同上, p.26.
[5] 藤谷　同上, p.26.
[6] 藤谷　同上, p.26.

府に有利な手続である[7]。その後、内閣不信任決議案が否決されて予算法案は国民議会を通過し、上院の承認を経て成立した[8]。

[7] 2008 年の憲法改正により、この手続の対象が、政府提出の予算法案及び社会保障財政法案並びに 1 会期に 1 つの別の政府提出法案又は議員提出法案に限定された。服部有希「フランスの議会による政府活動の統制―2008 年の憲法改正による議会権限の強化―」『外国の立法』No.255, 2013.3. <https://dl.ndl.go.jp/pid/8111648>

[8] 「2025 年予算法が成立、下院は内閣不信任案を否決」2025.2.10. 日本貿易振興機構 ウェブサイト < https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/02/0a3657508d4bb29e.html#>

令和 7 年 8 月 19 日
調査及び立法考査局
財政金融調査室・課

欧州の金融政策の概要と最近の動向について

フランス中央銀行を含むユーロ加盟国の中央銀行は、ユーロシステムの下、上部機関である欧州中央銀行（ECB）の指示を受けて金融政策のオペレーションを担っている。

フランス中央銀行の概要は別紙を参照されたい。

ECB は、コロナ禍からの経済の正常化やロシアのウクライナ侵攻に伴うインフレ率の高まりがあり、2022 年 7 月から利上げを開始した。その後、インフレ率の落ち着きを受け、2024 年 6 月に利下げに転じたが、本年 7 月 24 日の政策理事会では、8 会合ぶりに政策金利の引下げを見送った。

1　欧州の金融政策の概要

(1) 金融政策の制度

○　フランスを含むユーロ圏では、単一の中央銀行制度により金融政策が実施されており、当該制度をユーロシステム（Eurosystem）と呼び、上部機関の欧州中央銀行（European Central Bank: ECB）と下部機関のユーロ加盟国中央銀行（National Central Banks: NCBs）から成る。NCBs は、ECB の指示を受けて金融政策のオペレーションを担当するのに対して、ECB は、公開市場操作の管理や資金振替の事故時の調査指令等、管理業務が中心である[1]。

○　ECB には、執行機関である役員会（Executive Board）、政策理事会（Governing Council）及び一般理事会（General Councl）の 3 つの機関が存在する。これらのうち、政策理事会は、金融政策決定の最高意思決定機関である[2]。

図 1　ユーロシステムの概念図

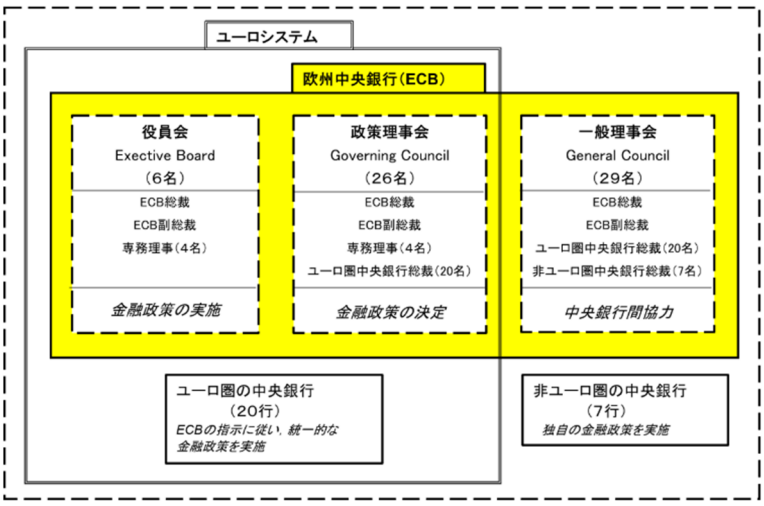

（出典）外務省「ユーロ圏の金融政策と欧州中央銀行制度」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/ecb_gaiyou.html>

[1] 田中素香ほか『現代ヨーロッパ経済 第 6 版（有斐閣アルマ Specialized）』有斐閣, 2022, pp.136-138.
[2] 上掲(1)に同じ

(2) 金融政策の目標

○ ECB の主要目的は物価安定である。ECB は、「物価安定」を総合消費者物価指数（Harmonized Indices of Consumer Prices: HICP）の前年比上昇率を中期的に 2%と定義[3]し、政策金利の設定を通じて中期的にその達成を目指す[4]。

○ 物価安定が揺らぐ事態を防ぐために、ECB、NCBs ともに EU や加盟国政府からのいかなる支持も受け入れたり、求めたりしてはならず、中央銀行の独立性が確保されている。これは、ドイツ連邦銀行の伝統を継承している[5]。

2 ECB の金融政策

(1) コロナ禍以降の経緯

○ ECB は、コロナ禍のロックダウン直後の 2020 年 3 月から、パンデミックに対応してユーロ諸国政府が発行する巨額の国債を銀行経由で事実上無制限に購入して銀行と政府に資金を供給し、金利を低位安定させて経済を支える金融政策[6]を導入した[7]。

○ ユーロ圏では、2021 年 10-12 月期にはコロナ禍前の経済水準を回復し、経済正常化に伴い、ユーロ圏のインフレ率は、ECB のインフレ目標である 2%を上回り続けるようになった。ECB を含めた多くの中央銀行は当初、物価上昇は供給サイドのボトルネックや地政学的理由で上昇するエネルギー価格等の一時的要因による部分が大きいと考え、金融緩和措置の早期解除には慎重だった。しかし、2022 年 2 月のロシアのウクライナ侵攻により、ボトルネックやエネルギー等の物価押上げ要因がさらに拡大し、インフレ率の上振れが一時的ではなくなった。ECB は、2022 年 7 月に 11 年ぶりに利上げに踏み切り、約 8 年ぶりにマイナス金利を脱した[8]。

○ ユーロ圏のインフレ率は、2022 年には前年比上昇率が 10%を上回るような歴史的な伸びが見られた。ECB は、2022 年 7 月以降、過去にない速いペースで利上げを続け、2023 年 9 月まで 10 会合連続で利上げが決定され、政策金利は 4.0%に達した（図 2）。その一方で、同月の政策理事会の声明文には、「現在の評価を踏まえ、主要政策金利は、十分な期間にわたって据え置かれた場合に、インフレ率の適時目標回帰に多大な寄与をすると見られる水準に到達し」と、利上げの打止めを強く示唆する表現が加えられた。実際に、利上げされることなく金利は据え置かれた（図 2）。その後、ECB は、インフレ率の落ち着きを受け、2024 年 6 月に利下げを決定し、金融緩和へと舵を切った[9]。

---

[3] 当初（1998 年）、ECB の物価安定の定義は「2%未満」だったが、2003 年 5 月の政策理事会において、「2%未満だが 2%近傍」に定義が変更された。この意図としては、ECB が「2%超の物価上昇率だけでなく、デフレーション（物価水準の低下）も物価安定とは言えない」という点を明確にしたかったとされる。その後、2021 年 7 月の政策理事会で現在の 2%に変更され、一時的に 2%を超えても金融政策の修正に結び付けないとの方針を明確にした。

[4] 上掲(1), pp.139, 232: 唐鎌大輔『ECB 欧州中央銀行―組織、戦略から銀行監督まで―』東洋経済新報社, 2017, pp.103-104: EUROPEAN CENTRAL BANK「The ECB's monetary policy strategy statement (2021)」,2021. <https://www.ecb.europa.eu/mopo/strategy/strategy-review/ecb.strategyreview_monpol_strategy_statement.en.html>

[5] 上掲(1),p.139.

[6] 同政策についてはその後、2022 年 3 月末に残高の拡大は停止されたが、2024 年末まで再投資が続けられる方針が示された。

[7] 上掲(1),p.231: 熊谷亮丸監修, 大和総研編著『この一冊でわかる世界経済の新常識 2023』日経 BP, 2022, pp.97-101: 熊谷亮丸監修, 大和総研編著『この一冊でわかる世界経済の新常識 2024』日経 BP, 2023, pp.94-95.

[8] 上掲(7), 熊谷・大和総研（2022）に同じ

[9] 上掲(7), 熊谷・大和総研(2023), pp.88-89: 熊谷亮丸監修, 大和総研編著『この一冊でわかる世界経済の新常識 2025』日経 BP, 2024, p.90.

図２　ECB の政策金利（預金金利）推移（2020 年 1 月～2025 年 7 月）

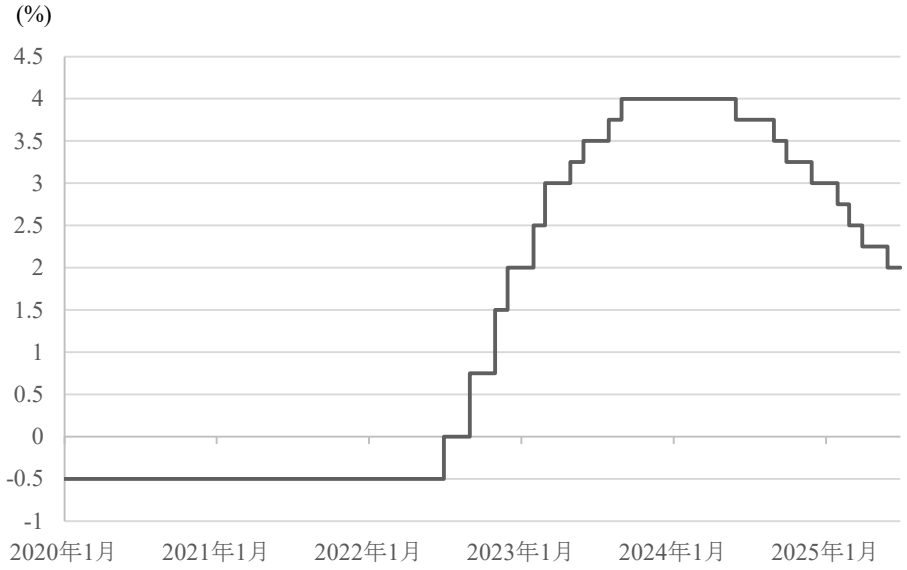

（出典）EUROPEAN CENTRAL BANK「Key ECB interest rates」<https://www.ecb.europa.eu/stats/policy_and_exchange_rates/key_ecb_interest_rates/html/index.en.html>を基に筆者作成。

（2）直近の世界情勢を受けた金融政策

○　ECB は、本年 7 月 24 日に開催した政策理事会で、政策金利で市場が注目する預金金利を 2.0%で据え置くと決めた。これまで 7 会合連続で利下げを行ってきたところ、2024 年 7 月会合以来 8 会合ぶりの据え置きとなった[10]。今回の利下げ休止は全会一致の決定だった[11]。

○　ECB は、足元の経済状況は「良好」で、現在のインフレ率は、ユーロ圏の中期目標である 2%の水準で安定しており、ユーロ圏の経済は厳しい世界情勢の中でもおおむね底堅いものとなっているとした。また、ECB 総裁のラガルド総裁は、記者会見で経済成長に対するリスクは「下振れに傾いている」と述べ、「様子見」の立場を維持した。同総裁は、このまま貿易摩擦や地政学的な緊張による不透明な状況が継続すれば、企業の投資意欲や経済成長が抑制される可能性があると指摘する一方で、もしこれらが速やかに解決すれば、景気改善や経済活性化が期待できるとした[12]。今後の金融政策については、「データ次第で会合ごとに判断していく」と従来の説明を繰り返している[13]。

○　第一生命経済研究所主席エコノミストの田中理氏は、「2.0%の政策金利は、ECB が考えるユーロ圏の中立金利（1.75～2.25%程度）の中央値にあり、8 月 1 日を期限とする米国との関税協議が合意に至っていない中（筆者注：当時）、限られた利下げ余地をこの段階で使い切るわけにはいかない」としている。また、同氏は、「タカ派の政策理事会のメンバーからは、追加利下げを牽制する発言も出ており、こうしたことから、景気や物価が大幅に下振

10　「欧州中銀、8 会合ぶり利下げ見送り　米関税「不確実性高い」　物価上昇は鈍化」『日本経済新聞』2025.7.25.; マリナ・プタキドウ、櫻澤健吾「欧州中央銀行、8 会合ぶりに主要政策金利据え置きを決定」『ビジネス短信』2025.7.25. <https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/07/1231579fa3819cfe.html>

11　田中理「ECB が利下げを休止～関税協議次第だが、利下げは打ち止めか～」『Europe Trends』第一生命経済研究所, 2025.7.25. <https://www.dlri.co.jp/files/macro/485658.pdf>

12　上掲(10), マリナ・櫻澤（2025）

13　上掲(10), 『日本経済新聞』（2025）

れする兆候が確認されない限り、利下げは打ち止めとなる公算が高い」と分析している[14]。

○　一方で、本年 6 月に、フランス中央銀行総裁のビルロワドガロー氏は、ECB が機敏な対応を維持する必要性を強調し、政策金利とインフレ率が共に 2%にあるという「『2 アンド 2』の状況に安心して停滞することは避けるべきだ」と述べた[15]。また、同氏は、本年 7 月に、「(インフレ率は、) ユーロ圏では目標の 2%に達し、フランスでは 0.9%と低い水準となっている。米国の関税引き上げは、その規模が依然として不透明だが、インフレ率の上昇にはつながらないと予想される。一方、ユーロ高は大幅なデフレーション効果をもたらしている。(略) 不安定な環境においては、これまで以上に、データと予測に基づいた機敏なプラグマティズムが不可欠である。」と声明を出した[16]。

3　【御参考】ECB の金融政策の手段

○　中央銀行は、景気循環に応じて政策金利を調節し、経済の安定を図る。ユーロシステムでは、①市場介入金利、②上限金利、③下限金利の 3 種類を政策金利として設定している[17]。

○　市場介入金利は、公開市場操作によって中央銀行が証券（適格資産）を適切な金利で売買して、市場金利（ユーロ圏無担保翌日物平均金利（Euro OverNight Index Average: EONIA））を誘導する際の目標金利である。そして、その上下に上限金利、下限金利が設定され、常設ファシリティによって維持される。公開市場操作は ECB の主導によって行われる一方、常設ファシリティは民間金融機関の主導によって行われるという点で違いがある。市場で資金調達できなかった民間銀行が必要とするユーロ資金は、適格資産を担保に当該国 NCB が上限金利で貸し付けるため（限界貸出ファシリティ）、それがオーバーナイト金利の上限となる。下限金利は、民間銀行が市場での貸付ができなかった時に NCB にオーバーナイト預金を行われる際に付利され（預金ファシリティ）、通常、オーバーナイト金利の下限となる[18]。

○　なお、市場金利である EONIA は、公開市場操作の一種である主要リファイナンシングオペレーション[19]（the Main Refinancing Operations: MRO）金利の近傍で推移してきた。しかし、2008 年 10 月の危機対応以降[20]、EONIA は MRO 金利を下回るようになり、その代わりに下限として機能してきた預金ファシリティ金利の水準が強い指標性を持つようになった[21]。

14　上掲(11)に同じ

15　「ECB、次の動きは緩和方向の可能性高い－フランス中銀総裁」『Bloomberg』,2025.6.19. <https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-06-19/SY3IISDWX2PS00>

16　François Villeroy de Galhau 「Statement after the Governing Council of 23-24 July 2025」BANQUE DE FRANCE, 2025.7.25. <https://www.banque-france.fr/en/governors-interventions/statement-after-governing-council-23-24-july-2025>

17　上掲(1),pp.139-140.

18　上掲(17)に同じ

19　満期 1 週間の取引

20　2008 年 10 月 15 日以降に決済される MRO に関し、固定金利・全額供給方式（適格担保が差し出される限りにおいて無制限に資金供給を行う措置）に切り替えた。金融危機を受けた短期金融市場の機能不全によって、健全な金融機関までもが流動性の枯渇に直面しかねない状況を緩和しようとするものであり、最終的には企業部門や家計部門への与信をサポートすることも狙った。

21　上掲(4), 唐鎌(2017), pp.138-140, 146-149.

（別紙）

フランス中央銀行の概要

○ フランス中央銀行は、フランス共和国の独立機関であり、200 年以上の歴史（1800 年設立）[1]がある。フランス中央銀行はユーロシステムの一員として、経済の円滑な資金調達と物価の安定を確保することで、フランスおよびヨーロッパの国民に公共サービスを提供しており、①金融戦略[2]、②金融の安定[3]、③経済と社会へのサービス[4]という 3 つの中核的な使命を有している[5]。所在地は、フランスのパリである[6]。

○ フランス中央銀行のガバナンスシステムは、政治権力からの独立性を反映しており、総裁が運営を担い、銀行理事会（Bank's General Council）を統括する。同理事会は、ユーロシステム外の活動に関するあらゆる事項を審議する機関である。また、フランス銀行の業務運営は、総裁と副総裁で構成される執行委員会（Executive Committee）が責任を負っている[7]。

○ 総裁の他に 2 名の副総裁[8]がおり、総裁及び副総裁の任期は 6 年で、再任は 1 回限りである。総裁は、ユーロシステムの金融政策を決定する機関である欧州中央銀行（ECB）理事会のメンバーでもある。

○ フランス中央銀行は、ますます不確実性と分断が進む世界において、その使命を効果的に遂行し、明確な方向性を示すために、「Building 2025 Together」と題する戦略計画を策定した。この計画では、7 つの主要課題（①変化とショック、②インフレーション、③金融の安定、④気候変動、⑤技術の変化、⑥社会問題と地域問題、⑦雇用主の魅力）に取り組んでいる[9]。

---

[1] BANQUE DE FRANCE「The history of the Banque de France」<https://www.banque-france.fr/en/banque-de-france/institution-rooted-history/founding-history-banque-de-france>

[2] 経済の円滑な資金調達と物価の安定の確保。また、ユーロ紙幣の主要印刷機関として、紙幣と硬貨の製造と流通の監督を担っている。

[3] 金融システムにおける均衡ある成長の確保。また、あらゆる経済主体の財務状況を注意深く監視することで、現在のリスクを軽減し、将来の課題（デジタルトランスフォーメーション、気候変動等）の予測をする。さらに、決済システムインフラの円滑な機能と安全性の確保をする。

[4] フランス全土に 200 以上の支店網を持つ。特に中小企業を中心とした企業と銀行との関係構築を支援している。また、一般市民の銀行サービスへのアクセスを容易にし、債務超過に陥った個人を支援している。さらに、フランス国家および欧州への金融サービス提供者として、フランス国庫の会計も管理し、経済、予算、金融リテラシーの向上において主導的な役割を果たしている。

[5] BANQUE DE FRANCE「An independent and trusted institution」<https://www.banque-france.fr/en/banque-de-france/independent-trusted-institution>

[6] BANQUE DE FRANCE 「Leagal」<https://www.banque-france.fr/en/legal>

[7] BANQUE DE FRANCE「Governance and advisory committees」<https://www.banque-france.fr/en/banque-de-france/strong-transparent-governance/governance-advisory-committees>

[8] François Villeroy de Galhau 総裁、Denis Beau 第一副総裁、Agnès Bénassy-Quéré 第二副総裁

[9] BANQUE DE FRANCE「A strategy for the future」<https://www.banque-france.fr/en/banque-de-france/strategy-for-future>